

物件公募

次のとおり物件公募を行います。

令和7年5月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 公募に付する事項

(1) 事業名

神奈川県警察本部事務所借上げ事業

(2) 事業の概要

物件選定基準で定める総合評価の方法で選定された者と神奈川県警察本部が使用する事務所を賃貸借します。

(3) 事業期間

令和7年8月1日から令和9年7月31日までとします。

(4) 総合評価による物件選定

本事業は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して契約者（物件）を選定する総合評価方式とします。

2 提案書等に関する事項

(1) 提案書①（価格）及び提案書②（物件概要）に必要事項を記載して提出してください。

(2) 物件選定基準等に記載している内容に質問があるものは、令和7年5月15日（木）の午前9時から令和7年5月23日（金）の午後5時までに所定の様式を電子メールにより送信してください。

質問に対する回答は、電子メールにより個別に回答します。

【電子メール送信先アドレス】

横浜市中区海岸通2-4

神奈川県警察本部総務部施設課管財第一係（神奈川県警察本部8階）担当 木村

電話（045）211-1212 内線2291

電子メール shisetsu01@police.pref.kanagawa.jp

(3) 物件選定に当たっては、提案書①（価格）に記載された金額のうち、事務所及び駐車場の賃料は当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）、共益費は記載の金額をもって決定価格としますので、提案者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、事務所及び駐車場に係る賃料については見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を提案書に記載することを要します。

(4) 価格以外の評価を行うために提案書②（物件概要）の提出を要します。ただし、記載し難い項目については、任意の書式（資料）による提出を認めます。

注1 提出した提案書の内容は、変更を認めません。

注2 当該事業の内容、その特性等に応じ、ヒアリング及び提案物件の内見を実施する場合があります。

なお、ヒアリング及び内見は提出された物件提案書の内容に係る確認を目的に行うこととし、ヒアリング及び内見の実施の有無は評価の対象となりません。

注3 提案書の作成、提出等に要する一切の費用は、公募参加者の負担とします。また、提出された提案書の返却は行いません。

注4 提出された提案書は、契約事務、審査以外に、提出者に無断で使用することはありません。

注5 提案書に虚偽記述等の行為があった場合には、契約の解除を行うことがあります。

(5) 応募の受付

ア 受付期間

令和7年5月15日（木）午前9時から令和7年6月4日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時の間）

イ 応募方法

提案書を2の(2)の場所に郵送又は直接持参してください。

3 物件（契約者）の選定等

(1) 物件選定基準

提案書①（価格）及び提案書②（物件概要）の内容を物件選定基準に基づき、審査します。

(2) 評価方法

価格点と技術点を合計して、次のとおり総合評価点を決定します。

総合評価点＝価格点＋技術点

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で提案した者の提案価格及び物件概要により、(2)の物件選定基準に基づき評価を行い、評価が最も高い物件提案を選定します。

4 その他

(1) 公募及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書

契約書案のとおり

(3) 賃借料の支払方法

契約書案のとおり

(4) 問合せ先

2の(2)に同じ。